

北海道帯広柏葉高等学校「いじめ防止基本方針」

I はじめに

本校は生徒一人一人の充実した学校生活のため、いじめの「防止」、「早期発見」、「早期対応」、「早期解消」を組織的・計画的に行う。また、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のため、次の「基本理念」を定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめの理解について

(1) 「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「いじめ」の内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものが考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) 「いじめ」の要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準からはずれた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) 「いじめ」の解消とは

① いじめに係る行為が止んでいること

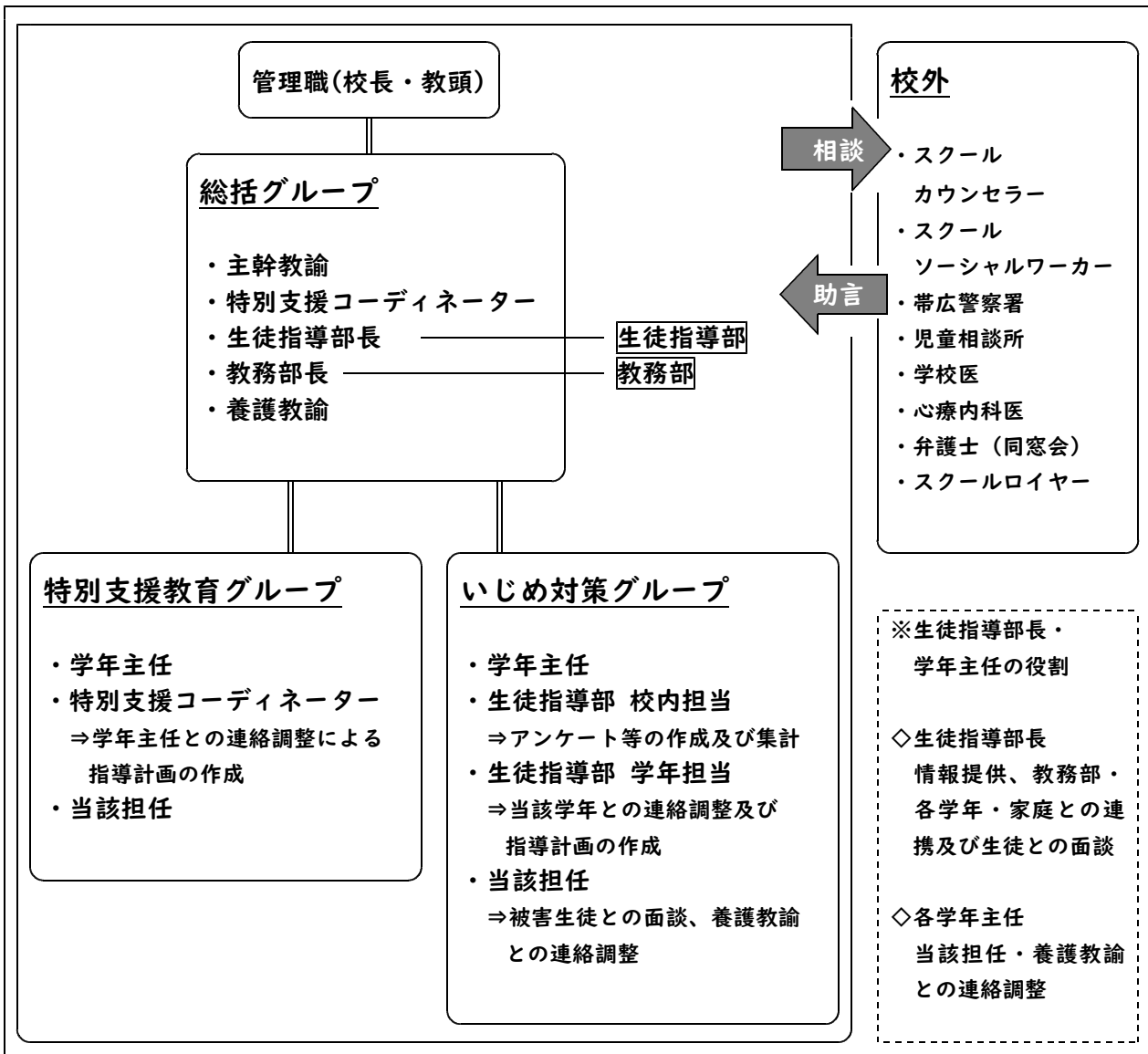
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 学校いじめ対策組織…「サポート委員会（兼 いじめ防止等対策委員会）」



4 「開発的」対策（学校教育目標及び各分掌等の重点目標から抜粋）

綱領 - 一 公明正大の心情を養うべし - 一 遠大の希望に向かって猛進せよ - 一 師を敬し友を愛せよ
学校教育目標 (1) 磨かれた知性を持ち、主体的に行動できる人間の育成 (2) 豊かな個性を持ち、思いやりのある人間の育成 (3) たきましい身体と意志を持ち、古里を愛し、積極的に社会貢献できる人間の育成
総務部 ○ 安全で充実した教育環境の維持管理と生徒自身の防災に対する意識高揚を図る。
教務部 ○ 生徒の特性と進路希望に対応し、かつ調和のとれた人格の形成を実現できる教育課程の研究・編成に取り組む
生徒指導部 ○ 社会や集団の規律・秩序を尊重し遵守する態度を育成する。 ○ 集団活動の充実を図り、人間的価値・社会的価値についての視野を広げ、その価値の選択に主体的判断をもてる資質を高める。 ○ 健康・安全についての認識を高め、生徒自らが健康で安全な生活ができる姿勢や態度を育成する。 ○ 特別な配慮を必要とする生徒に対し、日常の教育活動を通し、該当学年や担任と連携を密にして、生徒の実態に即した援助を図る。
生徒会部 ○ 生徒会活動を通じて、生徒が互いに尊重し、信頼し合う集団意識を体得し、人間的に成長することができるよう支援する。
進路指導部 ○ 生徒一人ひとりの能力・特性・適性など自己理解を深めさせ、進路選択に臨む態度を養わせる。
定時制教務部 ○ 欠課時数が多い生徒への早期指導を実施する。
定時制生徒指導部 ○ 生徒理解を深化させ、調和のとれた人間性豊かな生徒の育成に努める。 ○ ルールを遵守し、周囲に対して思いやりの気持ちを持つことができる生徒の育成に努める。

5 「予防的」対策（生徒理解・早期発見）

○ 入学時における中学校との連携（3月：1年生対象、生徒指導部・養護教諭）新入生の高校生活や集団への適応を円滑に進めるための情報を得る。 <u>（「連絡シート」の活用（発達障がいの2次障がいの防止も（特別支援教育コーディネーターとの情報共有））</u> ○ <u>入学・進級時における状況把握</u>（4月：全学年、生徒指導部（校内担当・養護教諭・学年主任）家庭状況、健康状況（障がいを含む。）、友人関係等に係る情報を得る。（個人健康管理カード） ○ 特別な支援を必要とする生徒のための個別の指導計画を作成する。 ○ <u>個人面談</u>（随時：HR担任・部活動顧問等） 学習、生活、進路等の課題や友人関係の問題を聴き取り、生徒とともに解決策を考える。 ○ <u>保護者懇談</u>（随時：HR担任・部活動顧問等） 学習、生活、進路等に関する情報交換を行い、課題解決の支援のために協力する。 ○ <u>いじめに係る実態調査</u>（5・9・11月：全学年、生徒指導部（校内担当・各担任）） 道教委調査の他、9月実施し、早期発見・早期対応・早期解消を図る。 ○ 被害生徒の心のケアを中心とする面談（生徒指導部・養護教諭） 事態の深刻化を止めるよう努める。

6 早期対応・早期解消（いじめの訴えがあった場合）

- ① 被害生徒、「見た（聞いた）」生徒に対する面談…＜生徒指導部、当該H R担任＞
※ 必要に応じ、校外の関係機関と連携…＜教頭＞
- ② 被害生徒の保護者への報告と今後の見通し等の連絡…＜当該学年主任＞
- ③ 加害生徒等への面談（事実関係の調査）…＜生徒指導部、当該H R担任＞
- ④ 加害生徒の保護者への連絡…＜当該学年主任＞
- ⑤ 加害生徒に対する指導…＜生徒指導部、当該学年＞
- ⑥ 当該学年に対する指導…＜当該学年主任＞
- ⑦ 全校生徒に対する指導…＜生徒指導部＞
- ⑧ 被害生徒に対する心のケア…＜生徒指導部・養護教諭＞

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
 - ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。適宜、保護者説明会を実施する。

8 検証・評価・研修

- 事例ごとに対応プロセスを振り返り、改善する。
- 校内研修会を開催し、対応力を向上させる。＜生徒指導部、教務部：前期期末考査期間＞
- 年間を通して評価し、方針等を改善する。

いじめ防止基本方針等の見直し・検討等

本基本方針及び取り組み並びにいじめ事案に対する対応については、いじめの態様、生徒及び保護者並びに関係者の意見・要望等を受け、定期的に見直し・検討を行う。